

地域計画

策定年月日	令和6年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県玖珠町 (44626)
地域名 (地域内農業集落名)	浦河内地域 (天道・草の入江・清田川・小清原・木牟田・河内・杉塚・米山・田の平・田の口・山中・山の口・井川道)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	219.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	197.9 ha
② 田の面積	166.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	50.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	22.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	125.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)④については現在農地を賃貸借を行っている面積を含む。 ⑤については拡大意向者はいるものの、面積回答がないため「—」表示	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

浦河内地域では、集落営農法人が多く存在し、また認定農業者等による園芸作付けが行われているなど、本町での農業振興を牽引しているエリアである。農用地は、圃場整備された農地と未整備農地が混在し、作業効率が低下する農地は、担い手との調整が年々苦慮している傾向にある。本地域でも少子・高齢化による影響は例外でなく、各経営体の担い手対策などが求められている。

【地域の基礎データ】(国勢調査)

(国勢調査)

(人・数)

項目	2010年	2020年	増減
人口	2,910	2,351	△ 559
世帯数	1,034	936	△ 98
就業人口(農業)	314	276	△ 38

※上記数値は、大字戸畑・四日市地域での総数

(再生協議会営農計画書)

項目	2019年	2023年	増減
農家経営体数	189	176	△ 13

主要となる農産物等	水稻、WCS、牧草、ピーマン、花き、さといも、大豆、きゅうり、園芸作物(さといも、白ねぎ・くり等)
-----------	---

【地域での課題】

◆農業経営

（収入～品目関連）

- ・米価を代表とする農産物が安い、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また経費高騰分が十分に価格反映されない。
- ・鳥獣被害による農産物の収量減による農業販売収入減が発生し、また対策などで多くの労力を要している。
- ・個人経営や個人所有の機械設備が多いため、補助事業活用要件に合致しないことが多く、将来の経営に対する設備投資が行えない。また小規模農家に対する支援が手薄になっている。
- ・売上向上のために、出荷先の販路を増やす取り組みが必要である。

（支出～労働力・作業効率）

- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり農家所得を圧迫している。また機械更新に多額の費用を要する。
- ・中山間地域であるため、鳥獣被害が多く、農地の管理（草刈り等）の作業が大変である。また、草刈り等を委託するにしても、財源がない。
- ・イノシシ、鹿などの鳥獣被害対策に多くの労力を要し、またテキサスゲート設置などに多くの経費を要する。

（農業収支）

- ・農薬、燃料が高騰化している中、米の金額は安くなっており、水稻のみでの営農は儲からない、生活ができない。

（自然環境）

- ・近年の異常気象により、災害などにより農産物生産に苦慮している。

◆担い手、後継者

- ・集落営農組織や農業法人が所在するが、高齢化が進み、オペレーターが不足している。
- ・若者が少ないため、将来農業をしてくれる後継者がいない。また若い人がいても、農業では生活ができない。
- ・新たな労働力確保のため、他産業に従事している者が週末等に農業ができる環境が必要である。

◆農地・水路

（圃場・水利管理）

- ・中山間部で、農道が狭く、排水対策、水路が無く、水も十分に確保できない農地がある。また、圃場整備されていない農地が多く、機械で農作業ができない農地も多い。
- ・圃場面積が狭く、集团的農地が限られているため、農作業の作業効率低下をさせる要因となっている。
- ・傾斜地での圃場管理は、法面の草刈りや水利管理などに多くの労力を要する。
- ・水稻作付け時期が同時期のため、水利下流に位置する圃場は、水張りに苦慮している。また作付け期間の変更調整など作業効率が疎外されている。
- ・農地所有者の相続登記が適切でないため、賃貸借契約に支障を来している。また耕作放棄地の有効活用が求められている。
- ・農道等の幅員が狭いため、農業車輛などの効率的な運用に繋がっていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

浦河内地域の「強み」として、玖珠IC及び天ヶ瀬ICから近郊であり広域農道も整備され、基幹的道路からのアクセスが良好であるため、農産物等の搬出は比較的良好である。また認定農業者や集落営農法人などの経営体が多く存在し、水稻・大豆・麦やさといもなどの土地利用型作物からピーマンなどの園芸品目などの作付けが行われており、本町での農業振興を牽引する地域である。

一方で、圃場整備された集団的農地と急傾斜地に位置する未整備圃場が存在し、農業経営の効率化を阻害する要因がある。また担い手不足は本地域でも例外ではなく、各経営体の担い手対策や新規就農者の掘り起こしなど対策を講じる必要がある。

そのため基盤となる「農業経営」「作業省力化」「担い手対策」の強化を推進させる。また地域実情に応じた基盤整備の検討・導入などにより「農地保全」の取組みも併せて実施する。

今後は、新たな担い手や集落内での暮らしが持続できる取組みを町全体的な施策取組みを着実にを行い、当該地域の実情に即した農業将来像を地域と行政・関係機関が共有し方向性とする。

【農業経営】

- ・農業収入増加を目指すために、高単価で取引で行える販路開拓や先進地事例の研究、品目選定の取組みを行う。また農産物の高付加価値を高めるために、ブランド対策や6次化の取組みを検討する。
- ・コスト低減の取組みを行うために、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機関と連携して取組みを進める。

【作業省力化】

- ・農作業の省力化・効率化を行うために、自走式草刈機の導入など効率化・省力化に繋がる取組みを検討する。また農機具等が安価で導入や貸出が行えるように、中古設備等の市場状況を勘案して、仕組みづくりを検討する。
- ・また労働力不足等を補うために、スマート農業への転換を関係機関とともに進める。

【農地保全】

- ・作業効率が向上するように、地域実情に即した農地・農道・水路維持管理などを検討する。
- ・鳥獣被害に起因した耕作放棄地の増加傾向があるため、鳥獣駆除や柵設置強化の対策を強化させる。また地域内の人材での罾取得免許の検討や鳥獣被害対策事業の継続を行う。

【担い手・後継者】

- ・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。
- ・農業での生業が成り立つように農業モデルケースの確立を関係機関と連携して取組みを行う。
- ・担い手不足を解消するため、地域内での農業法人連携の検討や意欲ある生産者の体質強化を推進させる。
- ・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営が行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取組みを地域・行政がともに環境整備の取組みを行う。

【地域での暮らし対策】

- ・将来の担い手となる若者との農業マッチングや住みやすい住環境を行政とともに進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸し付けを進めつつ、担い手(認定農業者、集落営農法人、農業法人)への農地の集積、集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者より農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	9.5	%	将来の目標とする集積率	26.2	%
--------	-----	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農業法人や集落営農組織が利用する農地面積は、農業法人が4.4ha、集落営農組織(3組織)が13.8haとなっている。(令和4年3月31日時点) 今後も農業法人、集落営農組織への集約化を進める。また担い手不足を解消するため、各集落営農組織の連携強化を検討する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心とした農地の集積、集約化を進める。また、オペレーター不足が生じているため、今後、地域内の集落営農組織の連携強化等の検討を行い、協力体制を構築する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構の内容を集落会議等で把握し、地域全体を農地バンクへの貸付等を検討する。
(3)基盤整備事業への取組
・浦河内地域では、基盤整備事業が行われている圃場はあるものの、山間地に位置する圃場もあるため未整備圃場も存在する。特に未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低下する状況でもある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。 ・農業用施設で山間地に位置する圃場などは、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の農村を守るため必要な水路等の改修及び実情に即した対策及び水量確保の検討等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組みづくりを実施する。 ・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。 ・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、地域住民と連携して行い、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。 ・今後の農業経営体の動向に注視し、地域内での経営体育成及び効率的な農業を行うため、法人連携等の検討を行う。 ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と保全、担い手対策を推進させる。
(5)農業協同組合等の農業サービス事業体等への農作業委託の取組
・地域内外で作業受託を事業体へ農作業の一部を委託することにより、農作業の効率化を図り、農業経営の維持及び遊休農地の発生防止を図る。 ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と担い手対策を推進させる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣駆除対策及び防護柵設置を引き続き行うとともに、防護柵の適正管理を行う。

②昨今の肥料高騰や高収益品目の取り組みを行うため、有機農業の導入を関係機関とともに検討を進める。

③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。

⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、地域一体となった保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。

⑨浦河内地区は13集落が残存するが、浦河内地区として浦河内振興会を組織し、地域の連携が密となっている。そのため、今後も浦河内地区住民が関係を密にし、連携しながら、課題となっている担い手不足、オペレーター不足等解消の取組を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		畜産・水稻等	2.2 ha	— ha	畜産・水稻等	2.2 ha	— ha	1	
認農		園芸等	1.1 ha	— ha	園芸等	1.1 ha	— ha	2	
認農		畜産・水稻等	0.2 ha	— ha	畜産・水稻等	0.2 ha	— ha	3	
認農		畜産・水稻等	1.1 ha	— ha	畜産・水稻等	1.1 ha	— ha	4	
認農		畜産・水稻等	2.6 ha	— ha	畜産・水稻等	2.6 ha	— ha	5	
認農		畜産・園芸等	1 ha	— ha	畜産・園芸等	1.0 ha	— ha	6	
認農		園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	7	
認農		花き・園芸等	2.4 ha	— ha	花き・園芸等	2.4 ha	— ha	8	
認農		園芸・水稻等	1.9 ha	— ha	園芸・水稻等	1.9 ha	— ha	9	
認農		花き・水稻等	0.1 ha	— ha	花き・水稻等	0.1 ha	— ha	10	
認農		畜産・園芸等	0.5 ha	— ha	畜産・園芸等	0.5 ha	— ha	11	
認農		園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	12	
認農		花き・園芸等	2.0 ha	— ha	花き・園芸等	2.0 ha	— ha	13	
認農		花き・水稻等	2.1 ha	— ha	花き・水稻等	2.1 ha	— ha	14	
認農		水稻・作業受託等	2.5 ha	20.0 ha	水稻・作業受託等	2.5 ha	20.0 ha	15	
認農		園芸	0.1 ha	— ha	園芸	0.1 ha	— ha	16	
認農		園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	園芸・水稻等	1.0 ha	— ha	17	
認農		園芸	0.3 ha	— ha	園芸	0.3 ha	— ha	18	
認農		水稻・作業受託等	6.5 ha	32.8 ha	水稻・作業受託等	6.5 ha	32.8 ha	19	
認農		水稻・作業受託等	6.8 ha	8.4 ha	水稻・作業受託等	6.8 ha	8.4 ha	20	
認農		園芸	0.2 ha	— ha	園芸	0.2 ha	— ha	21	
認農		水稻等	2.7 ha	— ha	水稻等	2.7 ha	— ha	22	
到達		水稻等	1.2 ha	— ha	水稻等	1.2 ha	— ha	23	
到達		水稻等	0.7 ha	— ha	水稻等	0.7 ha	— ha	24	
到達		水稻・園芸等	3.6 ha	— ha	水稻・園芸等	3.6 ha	— ha	25	
到達		水稻等	2.5 ha	— ha	水稻等	2.5 ha	— ha	26	
到達		水稻等	1.6 ha	— ha	水稻等	1.6 ha	— ha	27	
到達		水稻等	0.6 ha	— ha	水稻等	0.6 ha	— ha	28	
到達		水稻等	1.9 ha	— ha	水稻等	1.9 ha	— ha	29	
到達		水稻・園芸等	5.2 ha	— ha	水稻・園芸等	5.2 ha	— ha	30	
到達		水稻・園芸等	3.0 ha	— ha	水稻・園芸等	3.0 ha	— ha	31	
到達		水稻等	1.0 ha	— ha	水稻等	1.0 ha	— ha	32	
到達		水稻等	1.1 ha	— ha	水稻等	1.1 ha	— ha	33	
到達		水稻等	1.0 ha	— ha	水稻等	1.0 ha	— ha	34	
到達		水稻等	0.9 ha	— ha	水稻等	0.9 ha	— ha	35	
認農		養蜂・水稻	0.7 ha	— ha	養蜂・水稻	0.7 ha	— ha	36	
利用者		水稻等	1.6 ha	— ha	水稻等	1.6 ha	— ha	37	
利用者		水稻等	15.0 ha	— ha	水稻等	15.0 ha	— ha	101	
利用者		水稻等	19.4 ha	— ha	水稻等	19.4 ha	— ha	102	
利用者		水稻等	5.7 ha	— ha	水稻等	5.7 ha	— ha	103	
利用者		水稻等	2.7 ha	— ha	水稻等	2.7 ha	— ha	104	
利用者		水稻等	14.7 ha	— ha	水稻等	14.7 ha	— ha	105	
計	37経営体		123.4 ha	61.2 ha		123.4 ha	61.2 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
サ		耕起・田植・稲刈・乾燥精米	水稻
サ		耕起・田植・稲刈	水稻
サ		耕起・田植・稲刈	水稻
サ		耕起・田植・稲刈	水稻
サ		耕起・田植・稲刈	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	—	うち計画同意者数(人・%)	—
-------------	---	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。